

就労証明書

船橋市長

あて

証明日 平成 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

記入者名

記入者連絡先

- ・証明書の欄内(1から19まで)は、証明者(事業者)が記入すること。
- ・証明書の記入にあたり、裏面「就労証明書の記入要領」を確認すること。
- ・消せるボールペン等、書き換え可能な筆記具を使用し記入しないこと。
- ・記入内容を訂正する場合は、訂正箇所二重線を引き、訂正印(証明者印)を押印すること。
- ・証明時点で未定の項目は、予定の内容を記入すること。
- ・この証明書の有効期間は、証明日から6か月間とする。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄				
勤務先事業者に関する事項						
1	業種	※1	()			
就労者に関する事項						
2	ふりがな					
	就労者氏名					
3	就労者住所					
就労状態等に関する事項						
4	雇用(予定)期間	※2	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	
5	勤務先事業所名					
6	勤務先住所					
7	勤務先電話番号					
8	雇用の形態	※3	()			
9	就労時間 (固定就労の場合)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日		合計時間	時間 分	
		平日	時 分	～	時 分	
		土曜	時 分	～	時 分	
		日曜	時 分	～	時 分	
10	就労時間 (変則就労の場合)	※4	時間 分	※残業時間を含まず、休憩時間を含める		
11	就労実績	平成 年 月 日 / 月	平成 年 月 日 / 月			平成 年 月 日 / 月
			※有給休暇日を含める			
12	産前・産後休業の取得	※5	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	
13	育児休業の取得 (予定期間)	※5	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	
		短縮可能時期	延長可能時期		平成 年 月 日	
14	復職年月日					
その他						
15	備考欄					
船橋市の追加確認事項						
16	就労日数 (労働契約上の日数)	1週間 日	または	1か月 日	※変則就労の場合は、1か月あたりの就労日数の記入でも可	
17	契約更新 (有期雇用の場合)	<input type="checkbox"/> 原則、更新となる	<input type="checkbox"/> 更新予定なし			
18	育児休業の短縮 (育児休業取得者の場合)	<input type="checkbox"/> 短縮できる	<input type="checkbox"/> 短縮できない	※保育所等が利用可能となった月の翌月14日までに短縮できるかで判断する		
19	経営主体	<input type="checkbox"/> 就労者本人	<input type="checkbox"/> 就労者の配偶者	<input type="checkbox"/> 就労者の親族	<input type="checkbox"/> 左記以外	

※1～5は、所定の選択肢(電子入力の場合はプルダウンリスト)から該当するものを選択すること。

保護者記入欄 ※認可保育所等を、申込中または利用中の場合のみ記入すること(保育園名は、認可保育所等の名称を記入)

児童名 生年月日	平成 年 月 日	保育園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名 生年月日	平成 年 月 日	保育園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
通勤の方法・経路・時間 (保育施設への送迎は含めない)	(記入例) 自宅 徒歩 15分 → ○○駅 ●●線 30分 → △△駅 ▲▲線 40分 → ○△駅 徒歩 10分 → 会社	通勤時間 95 分
		通勤時間 分

就労証明書の記入要領

I. 証明に係る基本事項(欄外)の記入方法について

代表者名については、事業所における代表者の氏名(所長、店長等でも可)を記入した上で、社印等により押印すること。

就労者が派遣社員の場合、原則、派遣元会社が証明すること。

自営業の場合は、その証明書類として、直近の「確定申告書」、「税務署に提出した個人事業の開業・廃止等届出書」、「事業所の賃貸借契約書」、「事業所名が記載された公共料金の領収書」、「就労者名と事業内容が掲載されたチラシやウェブページ」のいずれかを添付すること。

II. 証明事項の記入方法について

1. 業種

就労者(証明日時点で就労している者以外にも、就労開始予定者や復帰予定者を含むものとする。)が従事している業種として該当するものを所定の選択肢から選択すること。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、右欄に詳細を記入すること。

なお、「保育士」の場合には、「その他」を選択し、右欄に「保育士」と記入すること。

※ 所定の選択肢： 農業、林業／漁業／鉱業、採石業、砂利採取業／建設業／製造業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業／不動産業、物品賃貸業／学術研究、専門・技術サービス業／宿泊業、飲食サービス業／生活関連サービス業、娯楽業／教育、学習支援業／医療、福祉／複合サービス事業／公務／その他

2. 就労者氏名

就労証明書を交付する就労者の氏名と、そのふりがなを記入すること。

3. 就労者住所

就労者が現に居住する住所を記入すること。

4. 雇用(予定)期間

就労者との雇用契約期間の有期・無期の別を記載すること。有期の場合には、雇用契約期間を記載し、無期の場合には、雇用開始日のみ記入し、雇用終了日の欄を空欄とすること。

5. 勤務先事業所名

就労者が通常勤務している事業所名を記載すること。

6. 勤務先住所

就労者が通常勤務している事業所の住所を記載すること。

7. 勤務先電話番号

就労者が通常勤務している事業所における電話番号を記載すること。

8. 雇用の形態

所定の選択肢から該当するものを選択すること。なお、内職については、「自営業」を選択し、右欄に「内職」と記入すること。

※ 所定の選択肢： 自営業／正社員／パート・アルバイト／非常勤・臨時職員／派遣社員／その他

9. 就労時間(固定就労の場合)

労働契約により日々の就労時間が定められた就労者について、通常就労する曜日を選択し、休憩時間を含めた1日の就労時間と1週間あたりの就労時間を記入すること。なお、当該時間には残業時間は含まないこと。

10. 就労時間(変則就労の場合)

労働契約により日々の就労時間が定められていない就労者について、単位期間として該当するものを所定の選択肢から選択し、休憩時間を含めた当該単位期間あたりの就労時間を記入すること。なお、当該時間には残業時間は含まないこと。

※ 所定の選択肢： 年間／月間／週間

11. 就労実績

過去3か月分の1か月あたりの就労日数を記入すること。3か月以上の就労実績がない場合は、実績がある月について記入した上で、今後の就労見込みを記入すること。なお、この就労日数は、有給休暇の取得日を含めた日数とする。

12. 産前・産後休業の取得

労働基準法に基づく産前・産後休業の取得状況として該当するものを所定の選択肢から選択し、取得期間(証明日において産前・産後休業の取得前又は取得中である場合には、取得予定期間)を記入すること。

※ 所定の選択肢： 取得予定／取得中／期間終了

13. 育児休業の取得(予定期間)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条に規定する育児休業の取得状況として該当するものを所定の選択肢から選択した上で、取得期間(証明日において育児休業の取得前又は取得中である場合には、取得予定期間)を記入すること。

また、保育所等の定員超過等の理由により、保育所等の利用が困難な際に育児休業を延長することができる場合には、延長可能期間の欄に育児休業延長可能年月日を記入すること。

15. 備考欄

1～13で記入した内容のほか、特筆すべき事項を記入すること。なお、育児短時間勤務制度の利用の有無とその時間や、自営業の場合の休憩時間の記入は必ず行うこと。

16. 就労日数(労働契約上の日数)

労働契約の定めに基づき1週間あたりの日数を記入すること。万一、特殊な勤務形態のため、1週間あたりの就労日数の記入が難しい場合は、労働契約の定めに基づき1か月あたりの就労日数を記入すること。

17. 契約更新(有期雇用の場合)

有期雇用契約の場合、保育必要事由の認定等に影響があるため、契約更新(予定)の有無を選択すること。

18. 育児休業の短縮(育児休業取得者の場合)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条に規定する育児休業の取得中の就労者が、保育所等の利用が可能となった際に、利用可能となった月の翌月14日までに育児休業の予定期間を短縮できるかにより、短縮の有無を判断し選択すること。

なお、保育所等の利用においては、利用希望月の翌月15日までに復職できることが確認できなければ、利用可能とする対象者にならない。

19. 経営主体

証明者(事業者)と就労者の関係について、該当するものを選択すること。(例えば、個人事業主の場合は、「就労者本人」を選択する。)